

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章 第三章（略）</p> <p>第四章 子会社等（第百六条・第百八条）</p> <p>第五章 第九章（略）</p> <p>第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等</p> <p>第一節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等</p> <p>第一款 第四款（略）</p> <p>第二節 保険契約者保護機構の行う資金援助等</p> <p>第一款 保険契約者保護機構</p> <p>第一目 通則（第二百五十九条・第二百六十五条）</p> <p>第二目 会員（第二百六十五条の二・第二百六十五条の五）</p> <p>第三目 設立（第二百六十五条の六・第二百六十五条の十一）</p> <p>第四目 管理（第二百六十五条の十二・第二百六十五条の二十 一）</p> <p>第五目 総会（第二百六十五条の二十三・第二百六十五条の二 十七）</p> <p>第六目 業務（第二百六十五条の二十八・第二百六十五条の三</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（同上）</p> <p>第一章 第三章（略）</p> <p>第四章 子会社（第百六条・第百八条）</p> <p>第五章 第九章（略）</p> <p>第十章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第一款 第四款（略）</p> <p>第二節 保険契約者保護基金の行う資金援助等</p> <p>第一款 保険契約者保護基金（第二百五十九条・第二百六十五条 ）</p>

十一)

第七目 負担金(第二百六十五条の三十一・第二百六十五条の三十五)

第八目 財務及び会計(第二百六十五条の三十六・第二百六十五條の四十四)

第九目 監督(第二百六十五条の四十五・第二百六十五条の四十七)

第十目 雜則(第二百六十五条の四十八・第二百六十五条の四十九)

第二款 資金援助等(第二百六十六条・第二百七十条の九)

第三節 清算手續等との調整(第二百七十一条の二)

第十章の二 (略)

第一節 通則(第二百七十一条の三・第二百七十一条の四)

第二節 第五節 (略)

第十一章 (略)

第三編 第五編 (略)

附則

第一編 總則

(定義)

第二条 この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、

十一)

第七目 負担金(第二百六十五条の三十一・第二百六十五条の三十五)

第八目 財務及び会計(第二百六十五条の三十六・第二百六十五條の四十四)

第九目 監督(第二百六十五条の四十五・第二百六十五条の四十七)

第十目 雜則(第二百六十五条の四十八・第二百六十五条の四十九)

第二款 資金援助等(第二百六十六条・第二百七十条)

第三節 清算手續等との調整(第二百七十一条)

第十章の二 (略)

第一節 通則(第二百七十一条の二・第二百七十一条の四)

第二節 第五節 (略)

第十一章 (略)

第三編 第五編 (略)

附則

第一編 總則

(定義)

第二条 (同上)

人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然的事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、次条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（他の法律に特別の規定のあるものを除く。）をいう。

2
10
（略）

11 この法律において「発行済株式の総数等」とは、会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額をいう。

12 この法律において「株式等」とは、株式（議決権のあるものに限る。）又は持分をいう。

13 この法律において「子会社」とは、会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

14 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）その他総理府令・大蔵省令で定める株式等を含むものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く。）を含むも

2
10
（略）

のとする。

15 この法律において「持株会社」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。

16 この法律において「保険持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社であつて、第二百七十一条の三第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

第二編 保険会社等

第一章 通則

(取締役の兼職制限等)

第八条 保険会社の取締役及び監査役は、特定関係者（当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（当該保険会社を除く。）その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。）に該当する銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。）その他の政令で定める

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

第二編 保険会社等

第一章 通則

金融機関又は証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二章第九項（定義）に規定する証券会社をいう。）の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人を兼ねてはならない。

2| 前項の規定の適用がある場合を除くほか、保険会社の常務に従事する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

3| (略)

第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社

(基金利息の支払等の制限)

第五十五条 基金利息の支払は、貸借対照表上の純資産額から次に掲げる金額の合計額を控除した額を限度として行うことができる。

一・二 (略)

三 第一百十二条の二第一項の認可を受けた相互会社にあつては、評価利益額（同条第二項の評価換えによる利益の額と同条第三項の算定による同項に規定する利益相当額との合計額が、同条第二項の評価換えによる損失の額と同条第三項の算定による同項に規定する損失相当額との合計額を超える場合のその超過額をいう。次項第六号において同じ。）。

2 (略)

一・五 (略)

(取締役の兼職制限)

第八条 保険会社の常務に従事する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

2| (略)

第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社

(基金利息の支払等の制限)

第五十五条 (同上)

一・二 (略)

2 (略)

一・五 (略)

六 第一百十二条の二第一項の認可を受けた相互会社にあつては、評価利益額

3 (略)

第三章 業務

(業務の範囲等)

第九十七条 保険会社は、第三条第二項の免許の種類に従い、保険の引受けを行うことができる。

2 (略)

第九十七条の二 保険会社は、総理府令・大蔵省令で定める資産については、総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならない。

2 前項に定めるところによるほか、保険会社の同一人(当該同一人と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者を含む。次項において同じ。)に対する総理府令・大蔵省令で定める資産の運用の額は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

3 保険会社が子会社その他の総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には

3 (略)

第三章 業務

(業務の範囲)

第九十七条 (同上)

2 (略)

3 保険会社は、総理府令・大蔵省令で定める資産については、総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならない。

、当該保険会社及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する総
理府令・大蔵省令で定める資産の運用の額は、合算して総理府令・大蔵
省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該
業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一～三 (略)

四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもって
表示されるものを含む。）の取得又は譲渡（資産の運用のために行う
ものを除く。）

四の二・五 (略)

六 金融先物取引等（資産の運用のために行うものを除く。）

七 金融先物取引等の受託等

八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじ
め当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該
指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこ
れに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの（次号
において「金融等デリバティブ取引」という。）（資産の運用のため
に行うもの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除
く。）

九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第七号に掲げる
業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。）

十 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取

第九十八条 保険会社は、前条の規定により行う業務のほか、当該業務に
付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一～三 (略)

四 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもって
表示されるものを含む。）の取得又は譲渡（資産の運用として行うも
のを除く。）

四の二・五 (略)

引に係る有価証券が第四号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。）（資産の運用のために行うものを除く。）

十一 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

2・3 (略)

4 第一項第四号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二十条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

5 (略)

6 第一項第五号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

7 第一項第六号の「金融先物取引等」又は同項第七号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第八項又は第九項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。

8 第一項第十号の「有価証券店頭デリバティブ取引」とは、証券取引法第二条第八項第三号の二（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。

第九十九条 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほ

2・3 (略)

4 第一項第四号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

5 (略)

6 第一項第五号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二条第八項第六号に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。

第九十九条 保険会社は、前二条の規定により行う業務のほか、第九十七

か、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第一項の規定により行う業務を除く。）及び当該業務に付随する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを行うことができる。

2 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二（略）

3 生命保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、信託業法の規定にかかわらず、その支払う保険金について、信託の引受けを行う業務（以下「保険金信託業務」という。）を行うことができる。

4～9（略）

（他業の制限）

第百条 保険会社は、第九十七条及び前二条の規定により行う業務及び他の法律により行う業務のほか、他の業務を行うことができない。

（業務運営に関する措置）

第百条の二 保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な

条の業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第一項の規定により行う業務を除く。）を行うことができる。

2 保険会社は、前二条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二（略）

3 生命保険会社は、前二条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、信託業法の規定にかかわらず、その支払う保険金について、信託の引受けを行う業務（以下「保険金信託業務」という。）を行うことができる。

4～9（略）

（他業の制限）

第百条 保険会社は、前三条の規定により行う業務及び他の法律により行う業務のほか、他の業務を行うことができない。

運営を確保するための措置を講じなければならない。

(特定関係者との間の取引等)

第百条の三 保険会社は、その特定関係者(当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社(当該保険会社を除く。))その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき総理府令・大蔵省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第百一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、次条第一項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者若しくは被保険者の利益を不当に害することとなるとき、又は第百五条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、内閣総理大臣が第百三

(特定関係者との間の取引等)

第百条の二 保険会社は、その特定関係者(当該保険会社が第百六条第一項の認可を受けて株式を所有する保険会社、当該保険会社を子会社(第百七十一条の二第二項に規定する子会社(同条第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この条において同じ。))とする保険持株会社(第百七十一条の二第一項に規定する保険持株会社をいう。)、当該保険持株会社の子会社(当該保険会社を除く。))その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第百一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、次条第一項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者若しくは被保険者の利益を不当に害することとなるとき、又は第百五条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請

条の規定による処分をした場合を除く。) は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

第四章 子会社等

(保険会社の子会社の範囲等)

第一百六条 保険会社は、次に掲げる会社 (以下この条において「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子会社としてはならない。

一 生命保険会社

二 損害保険会社

三 銀行法第二条第一項 (定義等) に規定する銀行 (以下「銀行」という。)

四 長期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百八十七号) 第二条 (定義) に規定する長期信用銀行 (以下「長期信用銀行」という。)

五 証券取引法第二条第九項 (定義) に規定する証券会社のうち、証券業 (同条第八項各号 (定義) に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。) のほか、同法第三十四条第一項各号 (業務) に掲げる業務その他の総理府令・大蔵省令で定める業務を専ら営むもの (以下「証券専門会社」という。)

六 保険業を行う外国の会社

七 銀行業 (銀行法第二条第二項 (定義等) に規定する銀行業をいう。)

求に応じ、内閣総理大臣が第百三条の規定による処分をした場合を除く。) は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

第四章 子会社

(保険会社の株式の所有)

第一百六条 次の各号に掲げる保険会社は、当該各号に定める保険会社の株式 (議決権のあるものに限る。以下この章において同じ。) については、内閣総理大臣の認可を受けて、その発行済株式 (議決権のあるものに限る。) の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

一 生命保険会社 損害保険会社又は生命保険会社 (総理府令・大蔵省令で定める生命保険会社に限る。)

二 損害保険会社 生命保険会社又は損害保険会社 (総理府令・大蔵省令で定める損害保険会社に限る。)

2 前項の場合において、生命保険会社又は損害保険会社が取得し、又は所有する株式には、当該生命保険会社又は損害保険会社が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他総理府令・大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該生命保険会社又は損害保険会社が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

以下同じ。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

八 証券業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

九 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該保険会社又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいる会社(主として当該保険会社の一の子会社の行う業務のために従属業務を営んでいる会社(以下この号及び次条において「特定従属会社」という。))にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該保険会社又はその子会社(当該一の子会社(同条第七項第一号において「従属先子会社」という。))を除く。)が、合算して、基準株式数等(同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第十一号において同じ。)を超えて所有していないものに限る。)

十 金融関連業務を専ら営む会社(銀行専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、証券専門関連業務を営む会社(銀行専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証券子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものにそれぞれ限るものとし、銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれをも営む会社にあつ

ては、当該会社の株式等を、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。）

十一 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社（当該会社の株式等を、当該保険会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの（次条第七項第一号において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）

十二 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 従属業務 保険会社又は前項第三号から第八号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
- 二 金融関連業務 保険業、銀行業又は証券業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
- 三 銀行専門関連業務 専ら銀行業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

- 四 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として
総理府令・大蔵省令で定めるもの
- 五 銀行子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社
- イ 銀行（長期信用銀行を含む。以下この号において同じ。）又は銀行業を営む外国の会社
- ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株会社
- ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である銀行の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの
- 六 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社
- イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社
- ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株会社
- ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である証券専門会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの
- 3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 4 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社（主として当該保険会社の行う業務のために従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。第七項において同じ。）を営んでいる会社を除く。以下この条及び次条第四項第一号において

「子会社対象保険会社等」という。() を子会社としようとするときは、第四百二十二条又は第六十七条第一項の規定により事業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、子会社対象保険会社等が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第四項の規定は、保険会社が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象保険会社等に限り。() に該当する子会社としようとするときについて準用する。

7 第一項第九号又は第四項の場合において、会社が主として保険会社若しくはその子会社、保険会社の一の子会社又は保険会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

(保険会社等による株式の取得等の制限)

第七百七条 保険会社又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第五号までに掲げる会社、同項第九号に掲げる会社(特定従属会社を除く。) 並びに同項第十号及び第十二号に掲げる会社を除く。以下この

第七百七条 削除

条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、保険会社又はその子会社が、担保権の実行その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該保険会社があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、保険会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、保険会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 保険会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であっても、同日以後、当該

株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、内閣総理大臣は、保険会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 前条第四項の認可を受けて当該保険会社が子会社対象保険会社等を子会社としたとき（総理府令・大蔵省令で定める場合に限る。）。
その子会社とした日

二 当該保険会社が第四百十二条の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（総理府令・大蔵省令で定める場合に限る。）。
その事業の譲受けをした日

三 第六百六十七条第一項の認可を受けて当該保険会社が合併により設立されたとき。
その設立された日

四 当該保険会社が第六百六十七条第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該保険会社が存続する場合に限る。）。
その合併をした日

5 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に保険会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従って処分することを条件としなければならない。

6 保険会社又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなった場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該保険会社が取得し、又は所有するものとみなす

7 前各項の場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、保険会社の子会社に該当しないものとみなす。

一 特定従属会社 従属先子会社

二 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社 特定子会社

8 第二条第十四項の規定は、前各項の場合において保険会社又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

第百八条 削除

第五章 経理

(海外現地法人の株式等の所有)

第百八条 保険会社は、次に掲げる会社の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)については、内閣総理大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有することができる。

一 保険業を行う外国の会社

二 前号に掲げる会社に準ずる外国の会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの

2 第百六条第二項の規定は、前項の場合において保険会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

第五章 経理

(業務報告書)

第一百十条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 保険会社が子会社その他の当該保険会社と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある会社（以下この章及び次章において「子会社等」という。）を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の業務報告書のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他これらの業務報告書に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第一百十一条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として総理府令・大蔵省令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを当

(業務報告書)

第一百十条 (同上)

2 業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第一百十一条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、保契約者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項、保険会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項及びその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りではない。

該保険会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該保険会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として総理府令・大蔵省令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項又は前項に規定する書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

4 保険会社は、第一項又は第二項に規定する事項のほか、保険契約者その他の顧客が当該保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(特定取引勘定)

第百二十二条の二 保険会社は、特定取引（保険会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第九十八条第七項に規定する金融先物取引等その他総理府令・大蔵省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

2 前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた保険会社は、特定取引勘定

に属するものとして経理された有価証券その他総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二（流動資産の評価）、第二百八十五条ノ四（金銭債権の評価）及び第二百八十五条ノ五（社債の評価）（これらの規定を第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

3 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた保険会社は、特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるもので事業年度終了の時にあって決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該事業年度終了の時において決済したものとみなして、当該事業年度の損益の計算をしなければならぬ。この場合において、当該特定取引について当該事業年度の利益又は損失とすることを相当とする額（次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。）は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

4 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた保険業を営む株式会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該保険業を営む株式会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（売渡請求時の自己株式の取得）（同法第二百四条ノ五（譲渡制限株式取得者からの承認の請求）において準用する場合を含む。）、第二百十条ノ二（使用人に譲渡するための自己株式の取得）、第二百十条ノ四（取締役の買受けの制限）、第二百十二条ノ二（自己株式の消却）、第二百九十条（利益の配当）、第二百九十三条

ノ五（中間配当）及び株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三条（株式の消却に関する商法の特例）の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは、「純資産額（評価利益額（保険業法（平成七年法律第五号）第百十二条の二第二項ノ評価換ニ因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換ニ因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ）ガアルトキハ之ヲ控除シタル額）」と、商法第二百十条ノ四第二項、第二百十二条ノ二第六項及び第二百九十三条ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

第六章 監督

（届出事項）

第二百二十七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 （略）

二 第百六条第一項第九号又は第十一号に掲げる会社（同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないときとされるものを除く。）を子会社としよつとするとき（第百四十二条又は第百六十七条第一項の規定による認可を受けて事業の譲受け又は合併をしよつとする場合を除く。）。

第六章 監督

（届出事項）

第二百二十七条 （同上）

一 （略）

三 その子会社が子会社でなくなったとき（第四百四十二条の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）、又は第四百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等に該当する子会社が当該子会社対象保険会社等に該当しない子会社になったとき。

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

(報告又は資料の提出)

第二百二十八条 内閣総理大臣は、保険会社の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2・3 (略)

(立入検査)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

(報告又は資料の提出)

第二百二十八条 (同上)

2・3 (略)

4 前二項において「子会社」とは、保険会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社をいう。

5 第四百六条第二項の規定は、前項の場合において保険会社が所有する株式等について準用する。

(立入検査)

第二百二十九条 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、保険会社の子会社の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

(健全性の基準)

第三百十条 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、保険会社に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

一 資本、基金、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額

二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の子測を超えるものに対応する額として総理

府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

第二百二十九条 (同上)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、保険会社の子会社(前条第四項に規定する子会社をいう。次項において同じ。)の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

(健全性維持のための措置)

第三百十条 内閣総理大臣は、保険会社の資本、基金、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額、引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の子測を超えるものに相当する額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額その他当該保険会社の財産の状況等を勘案し、適切な改善措置を講じなければ経営の健全性を損ない保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあると認めるときは、当該保険会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる。

(業務の停止等)

第三百二十二条 内閣総理大臣は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ総理府令・大蔵省令で定めるものでなければならぬ。

第九章 外国保険業者

第一節 通則

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された同項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該保険会社に対し、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

(業務の停止等)

第三百二十二条 内閣総理大臣は、保険会社の業務又は財産の状況に照らして、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、その必要の限度において、期限を付して業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第九章 外国保険業者

第一節 通則

(日本における代表者)

第九十二条 (略)

2 外国保険会社等の日本における代表者は、その退任の後においても、これに代わるべき代表者の氏名及び住所について商法第四十条(支配人の登記)若しくは第四百七十九条第三項(外国会社の営業所の登記)(次条において準用する場合を含む。)の登記又は第八十九条後段の規定による告示があるまでは、なお日本における代表者としての権利義務を有する。

3 外国保険会社等の日本における代表者は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

4 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第二節 業務、経理等

(特殊関係者との間の取引等)

第九十四条 外国保険会社等は、当該外国保険会社等と政令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「特殊関係者」という。)又は特殊関係者に係る顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき総理府令・大蔵省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を

(日本における代表者)

第九十二条 (略)

2 日本における代表者は、その退任の後においても、これに代わるべき代表者の氏名及び住所について商法第四十条(支配人の登記)若しくは第四百七十九条第三項(外国会社の営業所の登記)(次条において準用する場合を含む。)の登記又は第八十九条後段の規定による告示があるまでは、なお日本における代表者としての権利義務を有する。

3 第八条の規定は、外国保険会社等の日本における代表者について準用する。

第二節 業務、経理等

(特殊関係者との間の取引等)

第九十四条 外国保険会社等は、当該外国保険会社等と政令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「特殊関係者」という。)又は特殊関係者に係る顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

受けたときは、この限りでない。

一 特殊関係者との間で当該外国保険会社等の支店等において行う取引で、当該外国保険会社等の取引の通常条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引

二 特殊関係者との間又は特殊関係者に係る顧客との間で当該外国保険会社等の支店等において行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該外国保険会社等の行う日本における保険業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める取引又は行為

(業務等に関する規定の準用)

第九十九條 第九十七條、第九十七條の二第一項及び第二項、第九十八條、第九十九條第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第九十九條の規定は外国保険会社等の支店等における業務について、第九十九條第三項及び第七項から第九項までの規定は外国生命保険会社等の支店等における業務について、第一百一条から第一百五條までの規定は外国損害保険会社等が他の損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。）との間で行う共同行為について、第九十九條、第一百十條第一項及び第三項、第一百一十條第一項、第三項及び第四項、第一百十二條並びに第一百四條から第一百十二條までの規定は外国保険会社等について、それぞれ準用する。この場合において、第九十七條第一項中「第三条第二項」とあるのは「第八十五條第二項」と、第九十九條第六項中「相互会社」とあるのは「外国相互会社」と、同条第八項中「資本金（相互会社二付テ八基金（保険

一 特殊関係者との間で行う取引で、当該外国保険会社等の取引の通常条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引

二 特殊関係者との間又は特殊関係者に係る顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該外国保険会社等の行う日本における保険業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める取引又は行為

(業務等に関する規定の準用)

第九十九條 第九十七條、第九十八條、第九十九條第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第一百條の規定は外国保険会社等の支店等における業務について、第九十九條第三項及び第七項から第九項までの規定は外国生命保険会社等の支店等における業務について、第一百一条から第一百五條までの規定は外国損害保険会社等が他の損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。）との間で行う共同行為について、第九十九條から第一百十二條まで及び第一百四條から第一百二十二條までの規定は外国保険会社等について、それぞれ準用する。この場合において、第九十七條第一項中「第三条第二項」とあるのは「第八十五條第二項」と、第九十九條第六項中「相互会社」とあるのは「外国相互会社」と、同条第八項中「資本金（相互会社二付テ八基金（保険業法第五十六條ノ基金償却積立金ヲ含ム）ノ総額）」とあるのは「保険業法第九十條ノ供託金其ノ

業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ムノ総額」とあるのは「保険業法第九十条ノ供託金其ノ他ノ総理府令・大蔵省令ニ定ムルモノノ額ノ合計額」と、第九十条中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、第一百条第一項中「事業年度」と、業務」とあるのは「日本における事業年度」とに、業務」とあるのは「日本における業務」と、第一百一条第一項中「事業年度」とに、業務」とあるのは「日本における事業年度」とに、日本における業務」と、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として総理府令・大蔵省令で定める場所」とあるのは「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所として総理府令・大蔵省令で定める場所」と、同条第四項中「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第一百十二条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、商法第二百八十五条ノ六第一項（株式の評価）（第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第二項中「総理府令・大蔵省令」とあるのは「日本において総理府令・大蔵省令」と、第一百四十一条第一項中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第一百五十一条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「価格変動準備金」とあるのは「日本において価格変動準備金」と、同条第二項中「株式等」とあるのは「日本における株式等」と、第一百六条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「責任準備金」とあるのは「日本において責任準備

他ノ総理府令・大蔵省令ニ定ムルモノノ額ノ合計額」と、第九十条中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、第一百条第一項中「事業年度」とに、業務」とあるのは「日本における事業年度」とに、日本における業務」と、第一百一条中「事業年度」とに、業務」とあるのは「日本における業務」と、「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「第一百八十五条第一項に規定する支店等」と、「保険会社の」とあるのは「外国保険会社等の」と、第一百十二条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「商法第二百八十五条ノ六第一項（株式の評価）（第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第二項中「総理府令・大蔵省令」とあるのは「日本において総理府令・大蔵省令」と、第一百四十一条第一項中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第一百五十一条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「価格変動準備金」とあるのは「日本において価格変動準備金」と、同条第二項中「株式等」とあるのは「日本における株式等」と、第一百六条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「責任準備金」とあるのは「日本において責任準備金」と、同条第二項中「長期の」とあるのは「日本における長期の」と、同条第三項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第一百七条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「支出と

「金」と、同条第二項中「長期の」とあるのは「日本における長期の」と、同条第三項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第百十七条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「支出として」とあるのは「支出として日本において」と、「支払備金」とあるのは「日本において支払備金」と、第百十八条第一項中「総理府令・大蔵省令で定める保険契約」とあるのは「日本における保険契約のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの」と、「設ける」とあるのは「日本において設ける」と、第百十九条中「商法第二百八十五条ノ五（社債その他の債券の評価）及び第二百八十五条ノ六（株式その他の出資の評価）（これらの規定を第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時価」とあるのは「時価」と、第百二十条第一項中「生命保険会社及び総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等及び総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第百二十一条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と、第百二十二条中

して」とあるのは「支出として日本において」と、「支払備金」とあるのは「日本において支払備金」と、第百十八条第一項中「総理府令・大蔵省令で定める保険契約」とあるのは「日本における保険契約のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの」と、「設ける」とあるのは「日本において設ける」と、第百十九条中「商法第二百八十五条ノ五（社債その他の債券の評価）及び第二百八十五条ノ六（株式その他の出資の評価）（これらの規定を第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時価」とあるのは「時価」と、第百二十条第一項中「生命保険会社及び総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等及び総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第百二十一条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第百二十二条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険会社」とあるのは「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険会社」とあるのは「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

(健全性の基準)

第二百二条 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、外国保険会社等に係る次に掲げる額を用いて、外国保険会社等の日本における業務の運営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

一 第一百九十条の供託金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額

二 日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

(業務の停止等)

第二百四条 内閣総理大臣は、外国保険会社等の業務又は財産の状況に照らして、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確

(健全性維持のための措置)

第二百二条 内閣総理大臣は、外国保険会社等の第一百九十条の供託金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額、日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額その他当該外国保険会社等の日本に所在する財産の状況等を勘案し、適切な改善措置を講じなければ当該外国保険会社等の日本における業務の運営の健全性を損ない日本における保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあると認めるときは、当該外国保険会社等に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、その日本における業務の運営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された同項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該外国保険会社等に対して、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

(業務の停止等)

第二百四条 内閣総理大臣は、外国保険会社等の業務又は財産の状況に照らして、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確

保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該外国保険会社等に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該外国保険会社等の日本における業務の運営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して日本における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ総理府令・大蔵省令で定めるものなればならない。

第六節 特定法人に対する特則

（健全性の基準）

第二百二十八条 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、免許特定法人に係る次に掲げる額を用いて、引受社員の日本における業務の運営の健全性を判断するための基準として引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

- 一 第二百二十三条の供託金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額
- 二 引受社員の日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生

保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該外国保険会社等に対し、その必要の限度において、期限を付して日本における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第六節 特定法人に対する特則

（健全性維持のための措置）

第二百二十八条 内閣総理大臣は、免許特定法人の第二百二十三条の供託金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額、引受社員の日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額その他当該免許特定法人及び引受社員の日本に所在する財産の状況等を勘案し、適切な改善措置を講じなければ当該引受社員の日本における業務の運営の健全

その他の理由により発生し得る危険であつて通常の子測を超えるものに対応する額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

(業務の停止等)

第二百三十条 内閣総理大臣は、免許特定法人又は引受社員の業務又は財産の状況に照らして、引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該免許特定法人又は引受社員に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該引受社員の日本における業務の運営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して日本における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ総理府令・大蔵省令で定めるものでなければならぬ。

性を損ない日本における保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあると認めるときは、当該免許特定法人又は引受社員に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、その日本における業務の運営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された同項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該免許特定法人又は引受社員に対して、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

(業務の停止等)

第二百三十条 内閣総理大臣は、免許特定法人又は引受社員の業務又は財産の状況に照らして、引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該免許特定法人又は引受社員に対し、その必要の限度において、期限を付して引受社員の日本における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(内閣総理大臣の告示)

第二百三十七条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

- 一 第二百三十条第一項若しくは第二百三十一条の規定又は第二百四十条の規定により適用する第二百四十一条の規定により引受社員の日本における業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 四 (略)

(この法律の適用関係等)

第二百四十条 特定法人が第二百十九条第一項の免許を受けた場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

- 一 第八十五条第六項、第八十六条第三項、第九十一条、第九十七条、第九十九条において準用する第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条から第一百条まで、第一百十二条並びに第一百十四条から第一百二十二条まで、第二百十条、第二編第十章(第二百六十二条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三、第二百六十五条の六及び第二百六十五条の四十二を除く。)、第三編並びに第四編の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用については、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二百十九条第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。この場合において、第九十七条中「第九十条」とあるのは、「第二百二十三条」と、第九十九条において準用する第九十七条第一

(内閣総理大臣の告示)

第二百三十七条 (同上)

- 一 第二百三十条若しくは第二百三十一条の規定又は第二百四十条の規定により適用する第二百四十一条の規定により引受社員の日本における業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 四 (略)

(この法律の適用関係等)

第二百四十条 特定法人が第二百十九条第一項の免許を受けた場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

- 一 第八十五条第六項、第八十六条第三項、第九十一条、第九十七条、第九十九条において準用する第九十七条から第一百条まで、第一百十二条及び第一百十四条から第一百二十二条まで、第二編第十章、第三編並びに第四編の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用については、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二百十九条第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。この場合において、第九十七条中「第九十条」とあるのは「第二百二十三条」と、第九十九条において準用する第九十七条第一項中「第八十五条第二項」とあるのは「第二百十九条第二項」とする。

項中「第八十五条第二項」とあるのは「第二百十九条第二項」とする。

二 (略)

三 第九十五条、第九十九条において準用する第一百条第一項及び第三項並びに第一百一十一条第一項、第三項及び第四項、第二百六十二条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三、第二百六十五条の六並びに第二百六十五条の四十二の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、免許特定法人を外国保険会社等とみなす。この場合において、第九十五条中「財産目録、貸借対照表」とあるのは「当該免許特定法人及び引受社員の貸借対照表」と、第九十九条において準用する第一百条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、第九十九条において準用する第一百一十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所として総理府令・大蔵省令に定める場所」とあるのは「第二百十九条第一項に規定する総代理店の本店及び支店その他これに準ずる場所として総理府令・大蔵省令に定める場所」と、同条第四項中「当該外国保険会社等の日本における業務」とあるのは「当該免許特定法人及び引受社員の日本における業務」とする。

四六 (略)

2 (略)

二 (略)

三 第九十五条並びに第九十九条において準用する第一百条及び第一百一十一条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、免許特定法人を外国保険会社等とみなす。この場合において、第九十五条中「財産目録、貸借対照表」とあるのは「当該免許特定法人及び引受社員の貸借対照表」と、第九十九条において準用する第一百条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、第九十九条において準用する第一百一十一条中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、「外国保険会社等の業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の業務」と、「第二百十九条第一項に規定する支店等」とあるのは「第二百十九条第一項に規定する総代理店の本店及び支店」とする。

四六 (略)

2 (略)

第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等

第一節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等

第一款 業務の停止、保険契約の移転及び合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理

(業務の停止、保険契約の移転及び合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)

第二百四十一条 内閣総理大臣は、保険会社（外国保険会社等を含む。第二百四十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百六十条第一項、第二百七十条の六を除き、以下この章において同じ。）の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業（外国保険会社等）は、日本における保険業。以下この条及び第二百六十二条において同じ。）の継続が困難であると認めるとき、又はその業務（外国保険会社等）は、日本における業務。以下この条から第二百五十条までにおいて同じ。）の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等（外国保険会社等の場合）は、日本における保険契約者等。以下この章において同じ。）の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認めるときは、当該保険会社に対し、業務の全部若しくは一部の停止、保険契約の移転若しくは合併の協議（外国保険会社等）は、日本における保険契約の移転の協議）その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等）は、日本に所在する財産。次条において同じ。）の管理を命ずる処分をすることができる。

第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等

第一節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等

第一款 業務の停止、保険契約の移転及び合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理

(業務の停止、保険契約の移転及び合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)

第二百四十一条 内閣総理大臣は、保険会社（外国保険会社等を含む。第二百四十三条、第二百五十四条、第二百五十五条及び第二百六十条第五項第一号口を除き、以下この章において同じ。）の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業（外国保険会社等）は、日本における保険業。以下この条において同じ。）の継続が困難であると認めるとき、又はその業務（外国保険会社等）は、日本における業務。以下この条から第二百五十条までにおいて同じ。）の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等（外国保険会社等の場合）は、日本における保険契約者等。以下この章において同じ。）の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認めるときは、当該保険会社に対し、業務の全部若しくは一部の停止、保険契約の移転若しくは合併の協議（外国保険会社等）は、日本における保険契約の移転の協議）その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等）は、日本に所在する財産。次条において同じ。）の管理を命ずる処分をすることができる。

(計画の承認)

第二百四十七条 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため被管理会社に係る保険契約(外国保険会社等にあつては、日本における保険契約。第二百五十四条及び第二百七十条の七第一項を除き、以下この章において同じ。)の存続を図ることが必要であると認めるときは、保険管理人に対し、保険契約の移転、合併その他必要な措置を定める計画の作成を命ずることができる。

25 (略)

(契約条件の変更)

第二百五十条 保険会社は、次に掲げる場合に該当する場合には、第一百五十一条(第二十條第一項において準用する場合を含む。)の契約において、第三十五條第四項(第二十條第一項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更のほか、当該契約により移転するものとされる保険契約について保険金額の削減その他の契約条項の変更(当該軽微な変更を除く。以下この款において「契約条件の変更」という。)を定めることができる。

- 一 第二百四十一条の規定により保険契約の全部に係る保険契約の移転の協議を命ぜられた場合において、当該保険契約の移転をするとき。
- 二 被管理会社である場合において、第二百四十七條第二項の承認(同条第四項の変更の承認を含む。)を受けた同条第一項の計画に従つて保険契約の全部に係る保険契約の移転をするとき。
- 三 第二百六十八條第一項の内閣総理大臣の認定を受けた第二百六十條

(計画の承認)

第二百四十七条 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため被管理会社に係る保険契約(外国保険会社等にあつては、日本における保険契約。第二百五十四条及び第二百六十條第二項を除き、以下この章において同じ。)の存続を図ることが必要であると認めるときは、保険管理人に対し、保険契約の移転、合併その他必要な措置を定める計画の作成を命ずることができる。

25 (略)

(契約条件の変更)

第二百五十条 第二百四十一条の規定により保険契約の全部に係る保険契約の移転の協議を命ぜられた保険会社が当該保険契約の移転をする場合又は被管理会社である保険会社が第二百四十七條第二項の承認(同条第四項の承認を含む。)を受けた同条第一項の計画に従つて保険契約の全部に係る保険契約の移転をする場合には、第三十五條第一項(第二十五條第四項(第二十條第一項において準用する場合を含む。))に規定する軽微な変更のほか、当該契約により移転するものとされる保険契約について保険金額の削減その他の契約条項の変更(当該軽微な変更を除く。以下この款において「契約条件の変更」という。)を定めることができる。

第二項に規定する破綻保険会社である場合において、同条第三項に規定する救済保険会社に対しその保険契約の全部に係る保険契約の移転をするとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

2）5（略）

（合併契約における契約条件の変更）

第二百五十四条 保険会社は、次に掲げる場合に該当する場合には、合併契約書において、当該保険会社に係る保険契約（特定契約を除く。）について契約条件の変更を定めることができる。

一 第二百四十一条の規定により合併の協議を命ぜられた場合において、合併をしようとするとき。

二 被管理会社である場合において、第二百四十七条第二項の承認（同条第四項の変更の承認を含む。）を受けた同条第一項の計画に従って合併するとき。

三 第二百六十八条第一項の内閣総理大臣の認定を受けた第二百六十八条第二項に規定する破綻保険会社である場合において、同条第三項に規定する救済保険会社が存続することとなる合併をするとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

2）4（略）

第二節 保険契約者保護機構の行う資金援助等

第一款 保険契約者保護機構

第一目 通則

2）5（略）

（合併契約における契約条件の変更）

第二百五十四条 第二百四十一条の規定により合併の協議を命ぜられた保険会社が合併をしようとする場合又は被管理会社である保険会社が第二百四十七条第二項の承認（同条第四項の変更の承認を含む。）を受けた同条第一項の計画に従って合併する場合には、合併契約書において、当該保険会社に係る保険契約（特定契約を除く。）について契約条件の変更を定めることができる。

2）4（略）

第二節 保険契約者保護基金の行う資金援助等

第一款 保険契約者保護基金

(目的)

第二百五十九条 保険契約者保護機構（以下この節、第四編及び第五編において「機構」という。）は、保険契約の移転等の円滑な実施のため救済保険会社に対する資金援助を行うほか、救済保険会社が現れる見込みがない場合においては、自ら破綻保険会社に係る保険契約の移転を受け、当該移転を受けた保険契約の管理及び処分を行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的とする。

(定義)

第二百六十条 この節において「保険契約の移転等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 破綻保険会社と他の保険会社との間で、破綻保険会社に係る保険契約の全部に係る保険契約の移転をすること。
- 二 破綻保険会社（外国保険会社等を除く。）と他の保険会社との合併で、当該他の保険会社が存続することとなるもの。
- 三 破綻保険会社の株式の他の保険会社による取得で、当該破綻保険会社の業務（外国保険会社等にあつては、日本における業務。次項及び次款において同じ。）の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として大蔵大臣が定めるものを実施するために行うもの。

2 この節において「破綻保険会社」とは、業務若しくは財産（外国保険

会社等にあつては、日本に所在する財産の状況に照らして保険金の支払を停止するおそれのある者又は保険金の支払を停止した者をいう。

3 この節において「救済保険会社」とは、保険契約の移転等を行う者のうち破綻保険会社でない者をいう。

4 この節において「資金援助」とは、金銭の贈与その他大蔵省令で定めるものをいう。

5 この節において「保険契約の引受け」とは、機構が破綻保険会社との契約により当該破綻保険会社からその保険契約の全部に係る保険契約の移転を受けることをいう。

6 この節において「保険契約の管理及び処分」とは、保険契約に基づく保険料の收受及び保険金、返戻金その他の給付金の支払、保険契約に基づき保険料として收受した金銭その他の資産の運用、保険契約に係る再保険契約の締結、保険契約の保険会社への移転その他保険契約に関する行為として大蔵省令で定めるものをいう。

(法人格)

第二百六十一条 機構は、法人とする。

(機構の種類)

第二百六十二条 機構は、保険業に係る免許の種類ごとに、その免許の種類に属する免許を受けた保険会社をその会員とする。

2 前項の免許の種類は、次に掲げる二種類とする。

一 生命保険業免許、外国生命保険業免許及び特定生命保険業免許

二 損害保険業免許、外国損害保険業免許及び特定損害保険業免許

(名称)

第二百六十三条 機構は、その名称中に保険契約者保護機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に保険契約者保護機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第二百六十四条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二百六十五条 民法第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、機構について準用する。

第二目 会員

(会員の資格等)

第二百六十五条の二 機構の会員の資格を有する者は、保険会社（政令で定める保険会社を除く。次条において同じ。）に限る。

2 機構は、会員の資格を有する者の加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

(加入義務等)

第二百六十五条の三 保険会社は、その免許と同じ第二百六十二条第二項に規定する免許の種類(次項において「免許の種類」という。)に属する免許を受ける保険会社を会員とする機構の一にその会員として加入しなければならない。

2 第三条第一項、第八十五条第一項又は第二百十九条第一項の免許を受けようとする者(政令で定める者を除く。)は、その免許の申請と同時に、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その免許と同じ免許の種類に属する免許を受ける保険会社を会員とする機構の一に加入する手続をとらなければならない。

3 前項の規定により機構に加入する手続をとった者は、同項の免許を受けたときに、当該機構の会員となる。

4 機構は、前項の規定により保険会社が当該機構の会員となったときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(脱退等)

第二百六十五条の四 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。

一 免許の取消し

二 免許の失効

2 会員は、前項各号に掲げる事由による場合又は大蔵大臣の承認を受け

て他の機構の会員となる場合を除き、機構を脱退することができない。

3 会員は、機構を脱退した場合においても、次に掲げる資金の借入れに係る債務の履行のために当該機構が負担することとなる費用があるときは、当該会員の負担すべき費用の額として大蔵省令で定めるところにより当該機構が算定した額を負担金として納付する義務を負う。

一 その脱退の日までに当該機構が行うことを決定した第二百六十五条の二十八第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる業務を実施するために第二百六十五条の四十二の規定によりした資金の借入れ

二 その脱退の日までに当該機構が行うことを決定した第二百六十五条の二十八第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる業務を実施するために第二百六十五条の四十二の規定によりすることとなる資金の借入れ

4 大蔵大臣は、第二項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る会員が次に掲げる要件を満たしている場合でなければ、その承認をしない。

一 当該会員が、その脱退しようとする機構に対し会員として負担する債務を完済していること。

二 当該会員が、前項の規定により同項に規定する算定した額を負担金として納付する義務を履行することが确实と見込まれること。

三 当該会員が、他の機構に会員として加入する手続をとっていること。

(会員に対する過怠金)

第二百六十五条の五 機構は、定款で定めるところにより、この節の規定又は機構の定款その他の規則に違反した会員に対し、過怠金を課することができ。

第三目 設立

(発起人)

第二百六十五条の六 機構を設立するには、その会員になろうとする以上の保険会社が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第二百六十五条の七 発起人は、定款及び事業計画書を作成した後、会員になろうとする者を募り、会議開催日の二週間前までにこれらを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び事業計画書の承認その他機構の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 前項の創立総会の議事は、会員の資格を有する者であつてその創立総会の開催日までに発起人に対して会員となる旨を書面により申し出たもの及び発起人の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

4 次に掲げる事項その他機構の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項は、第二百六十五条の二十五及び第二百六十五条の三十四第

三項の規定にかかわらず、創立総会の議決によることができる。

一 業務規程の作成

二 機構の成立の日を含む事業年度の予算及び資金計画の決定

三 第二百六十五条の三十四第一項各号に規定する負担金率の決定

5 第二百六十五条の二十六第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する事項を創立総会の議事とする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一号、第三号及び第五号」とあるのは、「第二百六十五条の七第四項第一号」と読み替えるものとする。

6 民法第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、創立総会の議決について準用する。

（設立の認可申請）

第二百六十五条の八 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 役員及び会員の氏名又は名称

2 前項の認可申請書には、定款、事業計画書その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（設立の認可）

第二百六十五条の九 大蔵大臣は、前条第一項の規定による認可の申請が

あつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款及び事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 役員のうち第二百六十五条の十六各号のいずれかに該当する者がいないこと。

四 業務の運営が適正に行われることが確實であると認められること。

五 当該申請に係る機構の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

2 大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(事務の引継ぎ)

第二百六十五条の十 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長に引き継がなければならない。

(設立の時期等)

第二百六十五条の十一 機構は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 機構は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第四目 管理

(定款)

第二百六十五条の十二 機構の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 会員に関する事項
 - 五 役員に関する事項
 - 六 運営委員会及び評価審査会に関する事項
 - 七 総会に関する事項
 - 八 業務及びその執行に関する事項
 - 九 負担金に関する事項
 - 十 財務及び会計に関する事項
 - 十一 解散に関する事項
 - 十二 定款の変更に関する事項
 - 十三 公告の方法
- 2 機構の定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員及び業務の決定)

第二百六十五条の十三 機構に、役員として、理事長一人、理事二人以上

及び監事一人以上を置く。

2 機構の業務は、定款に別段の定めがあるものを除き、理事長及び理事の過半数をもって決する。

(役員職務及び権限)

第二百六十五条の十四 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

(役員任免及び任期)

第二百六十五条の十五 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 前項の規定による役員を選任及び解任は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員任期は、二年以内において創立総会で定める期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事由)

第二百六十五条の十六 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 機構が第二百六十五条の四十七の規定により設立の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者で、その取消しの日から起算して五年を経過していないもの
- 二 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者
- 四 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者

(監事の兼職禁止)

第二百六十五条の十七 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員、評価審査会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二百六十五条の十八 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が機構を代表する。

(運営委員会)

第二百六十五条の十九 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項（次条第二項に規定する破綻保険会社の財産の評価に関する事項を除く。）を審議する。

3 委員会は、機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることが出来る。

4 委員会の委員は、機構の業務の適切な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、大蔵大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(評価審査会)

第二百六十五条の二十 機構に、評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、第二百七十条の二の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、理事長の諮問に応じ、機構の会員である破綻保険会社の財産（外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産）の評価に関し必要な事項を審議する。

3 審査会の委員は、保険又は財産の評価に関して学識経験又は専門的知

識を有する者のうちから、大蔵大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(役員等の秘密保持義務等)

第二百六十五条の二十一 機構の役員若しくは職員、委員会の委員、審査会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(会員名簿の縦覧等)

第二百六十五条の二十二 機構は、大蔵省令で定めるところにより、会員の名簿を作成し、これを大蔵大臣に提出するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。

第五目 総会

(総会の招集)

第二百六十五条の二十三 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(指名職員の会議への出席)

第二百六十五条の二十四 大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ指名するその職員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の議決事項)

第二百六十五条の二十五 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 予算及び資金計画の決定又は変更
- 三 業務規程の作成又は変更
- 四 決算
- 五 解散
- 六 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第二百六十五条の二十六 総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、前条第一号、第三号及び第五号に掲げる事項に係る議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

3 議長は、定款で定めるところによる。

(総会に関する民法の準用)

第二百六十五条の二十七 民法第六十一条第二項（臨時總會招集請求権）
、第六十二条（總會招集の手續）及び第六十四条から第六十六条まで（
總會の決議事項及び表決権）の規定は、機構の總會について準用する。

第六目 業務

（業務）

第二百六十五条の二十八 機構は、第二百五十九条に規定する目的を達成
するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次款の規定に基づき、救済保険会社に対する資金援助（当該資金援
助に係る破綻保険会社が会員であるものに限る。）を行うこと。

二 次款の規定に基づき、その会員である破綻保険会社に係る保険契約
の引受け並びに当該保険契約の引受けに係る保険契約の管理及び処分
を行うこと。

三 第二百六十五条の三十三第一項に規定する負担金を収納し、及び管
理すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 機構は、前項各号に掲げる業務のほか、同項第一号及び第二号に掲げ
る業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことがで
きる。

一 その会員に対する資金の貸付けを行うこと。

二 その会員である破綻保険会社の保険契約者等（第二百七十条の八第
一項に規定する有資格者に限る。）に対する資金の貸付けを行うこと

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第二百六十五条の二十九 機構は、次に掲げる場合を除き、その業務を他の者に委託してはならない。

一 保険契約の管理及び処分に係る業務のうち保険料の收受その他の大蔵省令で定める業務（以下この条において「保険料收受等業務」という。）を保険会社その他の者に委託する場合

二 保険料收受等業務以外の業務を、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けて、保険会社に委託する場合

2 保険会社は、第百条（第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構から保険料收受等業務又は前項第二号の認可を受けた業務の委託を受け、これらの業務を行うことができる。

(業務規程)

第二百六十五条の三十 機構は、第二百六十五条の二十八第一項各号及び第二項各号に掲げる業務（以下「資金援助等業務」という。）について、当該資金援助等業務の開始前に、資金援助等業務の実施に関する業務規程を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよつとするときも、同様とする。

2 前項の業務規程には、救済保険会社に対する資金援助に関する事項、保険契約の引受けに関する事項、負担金の収納に関する事項その他大蔵

省令で定める事項を定めなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をした業務規程が資金援助等業務の適正かつ確実な運営をする上で不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(資料の提出の請求等)

第二百六十五条の三十一 機構は、第二百六十六条第二項の規定により資料の提出を求める場合を除くほか、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、機構から要請があつた場合において、機構の業務の実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第七目 負担金

(保険契約者保護資金)

第二百六十五条の三十二 機構は、資金援助等業務の実施に要する費用に充てるためのものとして、保険契約者保護資金を設けるものとする。

2 保険契約者保護資金は、機構の資金援助等業務の実施に要する費用に充てる場合でなければ、これを使用してはならない。

(負担金の納付)

第二百六十五条の三十三 会員は、機構の事業年度ごとに、保険契約者保護資金に充てるため、定款で定めるところにより、機構に対し、負担金を納付しなければならない。ただし、機構の当該事業年度末における保険契約者保護資金の残高が、機構の資金援助等業務に要する費用の予想額に照らし十分な額として定款で定めるところにより算定した額に達している事業年度の翌事業年度については、この限りでない。

2 機構は、会員が破綻保険会社として次に掲げる場合に該当することとなったときは、前項本文の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該会員の負担金を免除することができる。

- 一 第二百六十八条第一項の内閣総理大臣による認定を受けたとき。
- 二 第二百六十九条第一項の内閣総理大臣による付記をされたとき。
- 三 第二百七十条第一項の内閣総理大臣による認定を受けたとき。

(負担金の額)

第二百六十五条の三十四 機構の各事業年度に会員が納付すべき負担金の額は、各会員につき、次に掲げる額の合計額(定款に負担金の最低額が定められた場合において当該合計額が当該最低額を下回るときは、当該最低額に相当する額。以下この項において「年間負担額」という。)とする。ただし、機構の成立の日を含む事業年度に会員が納付すべき負担金の額は、年間負担額を十二で除し、これに機構の成立の日を含む事業年度の月数を乗じて得た額とする。

- 一 各会員が年間に収受した保険料の額として総理府令・大蔵省令で定

めるところにより算定した額に、負担金率を乗じて得た額

二 各会員の事業年度末における責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債の額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定した額に、負担金率を乗じて得た額

2 前項ただし書の月数は、曆に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項各号の負担金率は、総会の議決を経て、機構が定める。

4 機構は、第一項各号の負担金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

5 第一項各号の負担金率は、次に掲げる基準に適合するように定めなければならない。

一 資金援助等業務に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するものであること。

二 特定の会員に対し差別的取扱いをしないものであること。

6 前項の規定は、同項第一号に掲げる基準に適合するように負担金率を定めることとした場合には、これによる負担金の納付によつて会員の経営の健全性が維持されなくなるときにおいて、当該基準に適合しない負担金率を一時的に定めることを妨げるものと解してはならない。

(延滞金)

第二百六十五条の三十五 会員は、負担金を定款で定められた納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第八目 財務及び会計

(事業年度)

第二百六十五条の三十六 機構の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、機構の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。

(予算等)

第二百六十五条の三十七 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に（機構の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、大蔵大臣に提出しなければならない。これを變更したときも、同様とする。

(財務諸表等の承認等)

第二百六十五条の三十八 理事長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従う決算報告書（次項及び次条において「財務諸表等」という。）を作成し、当該事業年度の終了後最初に招集する通常総会の開催日の四週間前までに、監事に提出しなければならない。

2 理事長は、監事の意見書を添えて前項の財務諸表等を同項の通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第二百六十五条の三十九 機構は、毎事業年度、前条第二項の通常総会の承認を受けた財務諸表等を、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表等を大蔵大臣に提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けた財務諸表等を主たる事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第二百六十五条の四十 機構は、保険契約の引受けに係る保険契約の管理及び処分に係る業務（これに附帯する業務を含む。）に関する経理については、他の経理と区分し、保険契約の引受けに係る破綻保険会社ごとに、特別の勘定（以下「保険特別勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(保険特別勘定の廃止)

第二百六十五条の四十一 機構は、その会員である破綻保険会社に係る保険契約の引受けをした場合において、当該保険契約の引受けに係るすべての保険契約につき、その終了、移転その他の事由により管理する必要がなくなったときは、当該破綻保険会社について設けた保険特別勘定を廃止するものとする。

2 機構は、前項の規定により保険特別勘定を廃止したときは、当該保険特別勘定に属する資産及び負債を一般勘定（機構の保険特別勘定（第二百七十条の六第二項の規定により機構を保険会社とみなして適用する第二百七十条第一項に規定する特別勘定を含む。）以外の勘定をいう。第二百七十条の五第二項において同じ。）に帰属させるものとする。

（借入金）

第二百六十五条の四十二 機構は、資金援助等業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、保険会社又は大蔵省令で定める金融機関から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

（余裕金の運用）

第二百六十五条の四十三 機構の業務上の余裕金は、保険特別勘定に属するものを除き、次の方法により運用しなければならない。

- 一 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有
- 二 大蔵大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他大蔵省令で定める方法

（大蔵省令への委任）

第二百六十五条の四十四 第二百六十五条の三十六から前条までに規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第九目 監督

(監督)

第二百六十五条の四十五 機構は、大蔵大臣が監督する。

2 大蔵大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 大蔵大臣は、機構の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款若しくは業務規程に違反する行為をしたときは、当該機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。この場合において、機構が総会の議決を経て当該役員を解任したときは、その解任は、第二百六十五条の十五第二項の規定にかかわらず、総会の議決があつたときにその効力を生ずるものとする。

(報告及び立入検査)

第二百六十五条の四十六 大蔵大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、機構に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、機構の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(設立の認可の取消し)

第二百六十五条の四十七 大蔵大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当

するときは、第二百六十五条の九第二項の設立の認可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく命令又は当該機構の定款若しくは業務規程に違反したとき。

二 第二百六十五条の三十第三項又は第二百六十五条の四十五第二項若しくは第三項前段の規定による処分違反したとき。

三 その業務又は財産の状況によりその業務の継続が困難であると認めるとき。

四 公益を害する行為をしたとき。

第十目 雑則

(解散)

第二百六十五条の四十八 機構は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 前条の規定による設立の認可の取消し

2 前項第一号に掲げる事由による解散は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、大蔵省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の機構に帰属させなければならない。

4 前項に定めるもののほか、機構の解散に関する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(内閣総理大臣への通知)

第二百六十五条の四十九 大蔵大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

- 一 第二百六十五条の四第二項の規定による脱退の承認
- 二 第二百六十五条の九第二項及び前条第二項の規定による認可
- 三 第二百六十五条の四十七の規定による設立の認可の取消し

第二款 資金援助等

(資金援助の申込み)

第二百六十六条 救済保険会社は、破綻保険会社が会員として加入している機構(以下この款において「加入機構」という。)が、保険契約の移転等について当該救済保険会社に対し資金援助を行うことを、当該破綻保険会社と連名で当該加入機構に申し込むことができる。

2 加入機構は、前項の場合において必要があるときは、同項の申込みをした救済保険会社及び破綻保険会社その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

第二款 資金援助等

(資金援助の申込み)

第二百六十六条 救済保険会社は、保険契約者保護基金が保険契約の移転等(第二百六十条第五項第一号に規定する保険契約の移転等をいう。以下この款において同じ。)について、同条第一項第一号の資金援助を行うことを保険契約者保護基金に申し込むことができる。

2 保険契約者保護基金は、前項の場合において必要があるときは、同項の申込みをした救済保険会社、当該保険契約の移転等に係る破綻保険会社(第二百六十条第五項第二号に規定する破綻保険会社をいう。以下この款において同じ。)その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の場合において保険契約保護基金から要請があつた場合で特に必要があると認めるときは、保険契約者保護基金に対し、資料の交付をし、又はこれを閲覧させることができる。

(保険契約の引受けの申込み)

第二百六十七条 破綻保険会社は、救済保険会社が現れる見込みがなく保険契約の移転等を行うことが困難な場合には、加入機構に対して、保険契約の引受けを申し込むことができる。

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社との交渉の内容を示す資料を加入機構に提出しなければならない。

(保険契約の移転等における適格性の認定)

第二百六十八条 第二百六十六条第一項の場合においては、保険契約の移転等を行う保険会社は、同項の申込みが行われる時までには、当該保険契約の移転等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

(資金援助)

第二百六十九条 保険契約者保護基金は、救済保険会社に対する資金援助を行うかどうか及び資金援助の額を決定する場合には、当該資金援助に要すると見込まれる費用、利用可能な資金の状況その他の事情を考慮してするものとする。

2 保険契約者保護基金は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

3 保険契約者保護基金は、第一項の規定により資金援助を行うことを決定したときは、当該資金援助の申込みを行った救済保険会社と当該資金援助に関する契約を締結するものとする。

(適格性の認定)

第二百六十七条 前条第一項の場合においては、保険契約の移転等を行う保険会社は、同項の申込みが行われる時までには、当該保険契約の移転等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定の申請は、同項の保険会社の連名で行わなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。
 - 一 当該保険契約の移転等が行われることが、保険契約者等の保護に資すること。
 - 二 加入機構による資金援助が行われることが、当該保険契約の移転等が円滑に行われるために不可欠であること。
 - 三 当該保険契約の移転等に係る破綻保険会社について、保険契約の移転等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、保険業に対する信頼性が損なわれるおそれがあること。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の認定を行ったときは、その旨を加入機構に通知しなければならない。
- 5 加入機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(保険契約の移転等における適格性の認定の特例)

- 第二百六十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第二百五十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の勧告に、前条第一項の規定にかかわらず、第二百六十六条第一項の申込みを行うことができる旨を付記することができる。
- 一 第二百四十一条の規定による処分に係る保険会社が破綻保険会社に該当し、かつ、当該保険会社の業務の全部の廃止又は解散が前条第三

- 2 前項の認定の申請は、同項の保険会社の連名で行わなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。
 - 一 当該保険契約の移転等が行われることが、保険契約者等の保護に資すること。
 - 二 保険契約者保護基金による資金援助が行われることが、当該保険契約の移転等が円滑に行われるために不可欠であること。
 - 三 当該保険契約の移転等に係る破綻保険会社について、保険契約の移転等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、保険業に対する信頼性が損なわれるおそれがあること。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の認定を行ったときは、その旨を保険契約者保護基金に通知しなければならない。
- 5 保険契約者保護基金は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(適格性の認定の特例)

- 第二百六十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第二百五十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の勧告に、前条第一項の規定にかかわらず、第二百六十六条第一項の申込みを行うことができる旨を付記することができる。
- 一 第二百四十一条の規定による処分に係る保険会社が破綻保険会社に該当し、かつ、当該保険会社の業務の全部の廃止又は解散が前条第三

項第三号に掲げる要件に該当すること。

二 加入機構による資金援助が行われることが当該勧告に係る保険契約の移転等を行うために不可欠なものであること。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の付記をした場合について準用する。

(保険契約の引受けにおける適格性の認定)

第二百七十条 第二百六十七条第一項の場合においては、破綻保険会社は、同項の申込みが行われる時まで、同項の保険契約の引受けについて、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認定を行うことができる。

一 加入機構による保険契約の引受けが行われることが、保険契約者等の保護に資すること。

二 加入機構に対して保険契約の引受けの申込みを行う破綻保険会社について、当該保険契約の引受けが行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、保険業に対する信頼性が損なわれるおそれがあること。

3 内閣総理大臣は、第一項の認定を行ったときは、その旨を加入機構に通知しなければならない。

4 加入機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(破綻保険会社の財産の評価)

項第三号に掲げる要件に該当すること。

二 保険契約者保護基金による資金援助が行われることが当該勧告に係る保険契約の移転等を行うために不可欠なものであること。

2 前条第四項の規定は、前項の付記をした場合について準用する。

(事業参加者に対する資金の貸付け)

第二百七十条 第二百六十条第二項の資金の貸付けは、当該資金の貸付けを行うことが同項の事業参加者に係る同項の保険金の円滑な支払のため、必要かつ適当であると認められる場合に限り、行うことができる。

2 前項の資金の貸付けは、当該資金の貸付けに係る貸付金債権の回収が確実であると認められることその他の大蔵省令で定める要件を満たすものでなければならない。

3 保険契約者保護基金は、第一項の資金の貸付けをすることを決定したときは、遅滞なく、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

第二百七十条の二 第二百六十六条第一項又は第二百六十七条第一項の申込みを行う破綻保険会社は、その申込みと同時に、又はその申込み後遅滞なく、自ら行ったその財産（外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。以下この款において同じ。）の評価（次項及び第四項において「財産自己評価」という。）が適切であることについて加入機構の確認を求めなければならない。

2 加入機構は、審査会の議を経て、前項の確認を求められた財産自己評価が適切であると判定したときは、当該財産自己評価が適切であることを確認した旨を当該申請をした破綻保険会社に通知するものとする。

3 加入機構は、前項の判定をするため必要があると認めるときは、当該申請をした破綻保険会社の財産を評価するための調査をすることができ

る。
4 加入機構は、審査会の議を経て、第一項の確認を求められた財産自己評価が適切でないと判定したときは、その旨を当該申請をした破綻保険会社に通知するとともに、当該破綻保険会社の財産を評価するための調査をするものとする。

5 加入機構は、審査会の議を経て、前項の規定による調査に基づく評価が適切であることを確認した後、その評価の内容を当該申請をした破綻保険会社に通知するものとする。

6 加入機構は、第二項又は前項の通知をしたときは、直ちに、その通知に係る事項を内閣総理大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

（資金援助）

第二百七十条の三 加入機構は、第二百六十六条第一項の申込みをした破綻保険会社に対して前条第二項又は第五項の通知をした後、遅滞なく、委員会の議を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 前項の規定による資金援助の額は、当該資金援助に係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に第三号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。

一 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち総理府令・大蔵省令で定める保険契約に該当するもの（次号及び第二百七十条の五第二項において「補償対象契約」という。）に係る責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債として総理府令・大蔵省令で定めるもの（同号及び同項において「特定責任準備金等」という。）の額に、総理府令・大蔵省令で定める率を乗じて得た額

二 当該破綻保険会社の前条第二項又は第五項の規定による確認がされた財産の評価（第二百七十条の五第二項において「確認財産評価」という。）に基づく資産の価額のうち、補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合うものとして総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

三 当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等に要すると見込まれる費用として総理府令・大蔵省令で定めるものに該当する費用の額のうち、当該資金援助に係る保険契約の移転等の円滑な実施のために必要であると加入機構が認めた額

3 加入機構は、第一項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事

項を内閣総理大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

- 4 加入機構は、第一項の規定により資金援助を行うことを決定したときは、当該資金援助の申込みを行った救済保険会社と当該資金援助に関する契約を締結するものとする。

(保険契約の引受け)

- 第二百七十条の四 加入機構は、第二百六十七条第一項の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る保険契約の引受けを行う前に、内閣総理大臣に対して第二百五十六条の規定による措置をとることを求めることができる。この場合において、当該申込みに係る破綻保険会社（第二百四十一条の規定により保険契約の移転又は合併の協議を命ぜられたものを除く。）については、第二百七十条第一項の内閣総理大臣の認定により、保険契約の移転及び合併の協議についての第二百四十一条の規定による命令があつたものとみなす。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により第二百五十六条の規定による措置をとることを求められたときは、遅滞なく、当該措置をとることができるかどうか、及び当該措置をとることとする場合には、そのとるべき措置の内容を加入機構に通知するものとする。

- 3 加入機構は、前項の規定による内閣総理大臣の通知の内容が第二百五十六条の規定による措置をとるものであつたときは、保険契約の引受けに係る手続の実施を停止するものとする。ただし、第二百七十条の二の規定による確認の手続については、この限りでない。

- 4 内閣総理大臣が第一項の規定により第二百五十六条の規定による措置

をとつた場合において、第二百六十七条第一項の申込みを行った破綻保険会社が、第二百四十一条の規定による命令に係る協議（第一項の規定によりその命令があつたものとみなされる協議を含む。次項において同じ。）を調べたときは、当該破綻保険会社は、遅滞なく、当該申込みを取り下げなければならない。

5 前項に規定する場合において、第二百四十一条の規定による命令に係る協議が調わないこととなつたときは、同項の破綻保険会社は、遅滞なく、その旨を加入機構に通知しなければならない。

6 加入機構は、内閣総理大臣に対して第一項の規定による求めをする必要がないと認めるとき、第二項の規定による内閣総理大臣の通知の内容が第二百五十六条の規定による措置をとることができないとするものであつたとき、又は前項の規定による通知があつたときは、速やかに、委員会の議を経て、第一項の申込みに係る保険契約の引受けに関する契約を締結する日を決定しなければならない。

7 前条第三項の規定は、加入機構が前項の決定をした場合について準用する。

8 第一項の申込みに係る破綻保険会社は、加入機構が第六項の規定による決定をしたときは、加入機構との保険契約の引受けに関する契約により、当該加入機構に対し、保険契約の全部に係る保険契約の移転をすることができ。

9 第三百三十五条第二項から第四項まで、第三百三十六条から第四百十条まで、第二百十条及び第二百五十条から第二百五十三条までの規定は、保険契約の引受けに係る破綻保険会社からの加入機構への保険契約の移転

について準用する。この場合において、第三百三十五条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十六條第一項中「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）」とあるのは「移転会社」と、「以下この章、次章及び第十章」とあるのは「第二百五十条第四項」と、同条第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転会社」と、「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十七条第一項中「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転先会社」とあるのは「当該保険会社が会
員として加入している保険契約者保護機構（第四百四十条及び第二百五十二
条において「加入機構」という。）」と、第三百三十九条第二項中「次に掲げる基準」とあるのは「第一号及び第三号に掲げる基準」と、第四百四十条第二項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第三百三十五
条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第九項において準用する第三百三十五条第四項」と、同条第三項中「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、第二百十條第一
項中「第三百三十五条第一項の契約」とあるのは「第二百七十条の四第八項の契約」と、第二百五十條第一項中「第三百三十五条第一項（第二百
十條第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百七十条
の四第八項」と、「第二百六十八條第一項」とあるのは「第二百七十条
第一項」と、「同条第三項に規定する救済保険会社」とあるのは「当該
破綻保険会社が会員として加入している保険契約者保護機構」と、同条

第四項中「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第二百五十二条中「第三百三十五条第一項（第二百十條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「第三百三十五条第一項に規定する移転先会社」とあるのは「加入機構」と読み替えるものとする。

（保険契約の引受けに係る保険特別勘定への繰入れ等）

第二百七十条の五 加入機構は、前条の規定により保険契約の引受けをしたときは、当該保険契約の引受けに係る保険契約の移転とともに譲り受けた当該保険契約の引受けに係る破綻保険会社の財産を、当該破綻保険会社について設けた保険特別勘定において受け入れるものとする。

2 加入機構は、前条の規定により保険契約の引受けをしたときは、当該保険契約の引受けに係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に相当する金額を、一般勘定から当該破綻保険会社について設けた保険特別勘定に繰り入れるものとする。

一 当該破綻保険会社に係る補償対象契約に係る特定責任準備金等の額に、総理府令・大蔵省令で定める率を乗じて得た額

二 当該破綻保険会社の確認財産評価に基づく資産の価額のうち、補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合うものとして総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

3 加入機構は、前条の規定により保険契約の引受けをしたときは、当該保険契約の引受けに係る破綻保険会社の第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を引き継ぐものとする。

(機構が保険業を行う場合のこの法律の適用関係)

第二百七十条の六 機構は、第三条第一項の規定にかかわらず、第二百七十条の四第八項の規定に基づき締結した保険契約の引受けに関する契約により移転を受けた保険契約の管理及び処分に必要な範囲内において、保険業を行うことができる。

2 機構が前項の規定により保険業を行う場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、第二編第五章(第九十九条、第一百十二条の二、第一百三十三条及び第一百四十四条を除く。)、第二百二十三条から第二百二十五条まで、第三百三十一条、同編第七章第一節及び第三節、第二百七十四条並びに第三百九条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用については、機構を保険会社とみなす。この場合において、第九十七条第一項中「第三条第二項」とあるのは「第二百六十条第五項に規定する保険契約の引受けに係る同条第二項に規定する破綻保険会社」と、第九十八条第一項中「次に掲げる業務その他の業務」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる業務」と、第二百二十条第一項並びに第二百二十一条第一項及び第二項中「取締役会」とあるのは「保険契約者保護機構の理事長」と、第二百三十六条第一項中「又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。))とあるのは「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)又は保険契約者保護機構の総会(第四百四十四条第二項及び第四百四十九条

第一項において「株主総会等」という。」「とする。

二 第百一条から第百五条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、その会員であつた保険契約の引受けに係る破綻保険会社が受けていた免許が第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属するものである場合における機構を損害保険会社とみなす。

三 第百十四条の規定の適用については、機構を保険業を営む株式会社とみなす。

3 機構が、第一項の規定により保険業を行う場合には、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、当該機構を保険会社又は会員の免許の種類に応じ生命保険会社若しくは損害保険会社とみなす。

（会員に対する貸付け）

第二百七十条の七 第二百六十五条の二十八第二項第一号の資金の貸付けは、機構の会員が、一時的な資金事情により、保険金（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約に係る保険金）の支払を遅延し、又は遅延するおそれがある場合において、当該会員による当該保険金の円滑な支払のために必要かつ適当であると認められるときに限り、その申請に基づいて、その必要と認められる金額の範囲内において行うことができる。

2 前項の資金の貸付けは、当該資金の貸付けに係る貸付金債権の回収が確実であると認められることその他の大蔵省令で定める要件を満たすも

のでなければならぬ。

3 機構は、第一項の規定による資金の貸付けの申請があったときは、委員会の議を経て、当該資金の貸付けをすることがどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定により第一項の資金の貸付けをすることを決定したときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

(保険契約者等に対する貸付け)

第二百七十条の八 第二百六十五条の二十八第二項第二号の資金の貸付けは、機構の会員が、第二百四十一条の規定によりその業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことにより、又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)、第二百五十条第五項若しくは第二百五十四条第四項の規定によりその業務を停止したことにより、保険契約に係る支払のすべてを停止している保険会社であつて、第二百六十八条第一項の規定により内閣総理大臣が認定を行った保険契約の移転等に係る破綻保険会社、第二百六十九条第一項の規定により内閣総理大臣が付記した勧告に係る破綻保険会社又は第二百七十条第一項の規定により内閣総理大臣が認定を行った保険契約の引受けに係る破綻保険会社のいずれかに該当するもの(第三項において「特定保険会社」という。)(であるときに限り、当該会員の大蔵省令で定める保険契約に係る保険契約者等であつて保険金請求権その他の大蔵省令で定める権利を有する者(以下この条において「有資格者」という。)(に対して、当該

有資格者の申請に基づいて、当該有資格者が当該権利に基づき支払を受け得ると見込まれる金額として大蔵省令で定める金額の範囲内において行うことができる。

2 前項の資金の貸付けは、有資格者が同項の権利に基づき支払を受ける保険金その他の給付金により当該資金の貸付けに係る債務が確実に弁済されると認められることその他の大蔵省令で定める要件を満たすものでなければならぬ。

3 機構は、その会員が特定保険会社となったときは、委員会の議を経て、当該会員について、当該会員の有資格者に対する資金の貸付けをするかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定により第一項の資金の貸付けをすることを決定したときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び大蔵大臣に報告するとともに、速やかに、委員会の議を経て、当該資金の貸付けに係る受付場所、貸付方法その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

(課税の特例)

第二百七十条の九 機構が、第二百七十条の四の規定により会員である破綻保険会社に係る保険契約の引受けをした場合において、同条第八項の規定により締結した保険契約の引受けに関する契約に定められた当該保険契約の引受けに伴う当該破綻保険会社の財産の移転により不動産又は動産に関する権利の取得をしたときは、当該不動産又は動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後

一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

- 2 機構及び機構の第二百六十五条の二十八第一項第二号に掲げる業務は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、それぞれ同法第二条第六号に掲げる公益法人等及び同条第十三号に掲げる収益事業以外の事業に係る業務とみなす。この場合において、同法第四条第一項中「人格のない社団等」とあるのは、「人格のない社団等の各事業年度の所得に対する法人税」とする。
- 3 機構は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に掲げる公益法人等とみなす。

第二百七十一条の二 削除

第十章の二 保険持株会社

第一節 通則

（保険持株会社の定義等）

第二百七十一条の二 この章、次章、次編第四章及び第五編において「保険持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）であつて、次条第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

2 この章、次章、次編第四章及び第五編において「子会社」とは、会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額

(保険持株会社に係る認可等)

第十章の二 保険持株会社
第一節 通則

(以下この章において「発行済株式の総数等」という。) (百分の五十を超える数又は額の株式 (議決権のあるものに限る。) 又は持分 (以下この章において「株式等」という。) を所有する他の会社をいう。この場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等 (委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。) その他総理府令・大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの (総理府令・大蔵省令で定める様式等を除く。) を含むものとする。

3 | 会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなして、この章、次章、次編第四章及び第五編の規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 | 保険持株会社 (外国の法令に準拠して設立されたものを除く。) は、株式会社でなければならない。

(保険持株会社に係る認可等)

第二百七十一条の三 (略)

2 4 (略)

第二百七十一条の四 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 三 (略)

2 保険持株会社(外国の法令に準拠して設立されたものを除く。)は、株式会社でなければならない。

第二節 業務及び子会社

(保険持株会社の業務範囲等)

第二百七十一条の五 保険持株会社は、その子会社である保険会社及び次条第一項第三号から第十一号までに掲げる会社並びにこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の六 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けな

第二百七十一条の三 (略)

2 4 (略)

第二百七十一条の四 (同上)

一 三 (略)

第二節 業務及び子会社

(保険持株会社の業務範囲等)

第二百七十一条の五 保険持株会社は、その子会社である保険会社及び次条第一項第三号から第八号までに掲げる会社並びにこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の六 (同上)

ればならない。

一・二 (略)

三 銀行

四 長期信用銀行

五 証券専門会社

六 保険業を行う外国の会社

七 銀行業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八 証券業を営む外国の会社（前二号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該保険持株会社又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ 保険会社又は第三号から前号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの（第五項において「従属業務」という。）

ロ 第一百六条第二項第二号に掲げる金融関連業務

十 (略)

十一 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 4 (略)

一・二 (略)

三 証券取引法第一条第九項（定義）に規定する証券会社

四 (同上)

五 証券業（証券取引法第二条第八項各号（定義）に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。次号において同じ。）を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

六 保険業又は証券業に従属し、付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

七 (略)

八 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 4 (略)

5 第一項第九号の場合において、会社が主として保険持株会社又はその子会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

6 保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とすることにより銀行持株会社（銀行法第二条第十一項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。）になろうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前各項の規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

第三節 経理

（保険持株会社に係る業務報告書）

第二百七十一条の八 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社その他の当該保険持株会社と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある会社（以下この節及び次節において「子会社等」という。）の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 （略）

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

5 第一項第九号の場合において、会社が主として保険持株会社又はその子会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

6 保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とすることにより銀行持株会社（銀行法第二条第十一項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。）になろうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前各項の規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

第三節 経理

（保険持株会社に係る業務報告書）

第二百七十一条の八 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況をこれらの会社の全部につき連結して記載した業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 （略）

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二百七十一条の九 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを当該保険持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該保険持株会社の子会社である保険会社の本店及び支店その他これに準ずる場所として総理府令・大蔵省令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

3 保険持株会社は、第一項に規定する事項のほか、当該保険持株会社の子会社である保険会社の保険契約者その他の顧客が当該保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第四節 監督

(保険持株会社に対する改善計画の提出の要求等)

第二百七十一条の十三 内閣総理大臣は、保険持株会社の業務又は保険持株会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険持株会社の子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険持株会社に

第二百七十一条の九 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況に関する事項をこれらの会社の全部につき連結して記載した説明書類を作成して、当該保険持株会社の子会社である保険会社の本店及び支店に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、当該保険持株会社又はその子会社の取引者の秘密を害するおそれのある事項、当該保険持株会社又はその子会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項及びその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

第四節 監督

(保険持株会社に対する改善計画の提出の求め等)

第二百七十一条の十三 内閣総理大臣は、保険持株会社の業務又は保険持株会社及びその子会社の財産の状況等に照らして、当該保険持株会社の子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険持株会社に

対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該保険会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

第五節 雑則

(保険持株会社に係る合併又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第二百七十一条の十五 保険持株会社を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併前に保険持株会社であった一の会社が当該合併後も保険持株会社として存続するものに限る。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 (略)

3 第二百七十一条の四第一項の規定は、前二項の認可の申請があつた場合について準用する。

(内閣総理大臣の告示)

第二百七十三条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第三百三十二条第一項、第三百三十三条、第二百四十四条第一項、第二百五十二条又は第二百四十一条の規定により業務(外国保険会社等にあつては、日本における業務)の全部又は一部の停止を命じたとき。

対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該保険会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

第五節 雑則

(保険持株会社に係る合併又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第二百七十一条の十五 (略)

2 (略)

3 第二百七十一条の四の規定は、前二項の認可の申請があつた場合について準用する。

(内閣総理大臣の告示)

第二百七十三条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第三百三十二条、第三百三十三条、第二百四十四条、第二百五十二条又は第二百四十一条の規定により業務(外国保険会社等にあつては、日本における業務)の全部又は一部の停止を命じたとき。

二了八 (略)

第三編 保険募集

第四章 業務

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第三百条 保険会社、保険会社の役員(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)、生命保険募集人、損害保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一七 (略)

八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社の特定関係者(第百条の三に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社(保険会社を除く。))及び保険業を行う者以外の者をいう。)が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為

九 (略)

2 (略)

第四編 雑則

二了八 (略)

第三編 保険募集

第四章 業務

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第三百条 (同上)

一七 (略)

八 (略)

2 (略)

第四編 雑則

(検査職員の証票の携帯及び提示等)

第三百十一条 第二百二十九条(第七十九条第二項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。)、第二百一条(第二百十二条第六項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。)、第二百二十七条(第二百三十五条第六項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。)、第二百六十五条の四十六、第二百七十一条の十二又は第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 (略)

(大蔵大臣への協議)

第三百十一条の二 内閣総理大臣は、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人に対し次に掲げる処分をすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三百二十二条第一項、第三百三十三条、第二百四条第一項、第二百五十條、第二百三十一条、第二百三十一条、第二百四十一条又は第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二・三 (略)

2 内閣総理大臣は、その行おうとする次の各号に掲げる処分により当該

(検査職員の証票の携帯及び提示等)

第三百十一条 第二百二十九条(第七十九条第二項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。)、第二百一条(第二百十二条第六項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。)、第二百二十七条(第二百三十五条第六項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。)、第二百六十三条、第二百七十一条の十二又は第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 (略)

(大蔵大臣への協議)

第三百十一条の二 内閣総理大臣は、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人に対し次に掲げる処分をすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三百二十二条、第三百三十三条、第二百四条、第二百五十條、第二百三十一条、第二百三十一条、第二百四十一条又は第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二・三 (略)

2 内閣総理大臣は、その行おうとする第二百六十七条第一項の認定又は

各号に定める機構の業務が行われたならば、機構の利用可能な資金の状況が著しく悪化し保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二百六十八条第一項の認定又は第二百六十九条第一項の付記 保険契約の移転等（第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）のための第二百六十五条の二十八第一項第一号に規定する資金援助

二 第二百七十条第一項の認定 第二百六十五条の二十八第一項第二号に規定する保険契約の引受け

（大蔵大臣への通知）

第三百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 （略）

二 第二百六条第四項（第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当する保険会社その他の総理府令・大蔵省令で定める保険会社を子会社としようとする場合に限る。）、第三百三十九条第一項、第四百二十二条、第五百三十三条第一項、第六百六十七条第一項、第二百八条、第二百三十三條、第二百七十一条の三第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十一条の十五第一項若しくは第二項の規定による認可

第二百六十八条第一項の付記に係る保険契約の移転等（第二百六十条第五項第一号に規定する保険契約の移転等をいう。）のために保険契約者保護基金による第二百六十条第一項第一号の資金援助が行われたならば、利用可能な資金の状況が著しく悪化し保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

（大蔵大臣への通知）

第三百十一条の三 （同上）

一 （略）

二 第二百六条第一項（第二百六十条第五項第二号に規定する破綻保険会社に該当する保険会社その他の総理府令・大蔵省令で定める保険会社の株式の取得又は所有に係る場合に限る。）、第三百三十九条第一項、第四百二十二条、第五百三十三条第一項、第六百六十七条第一項、第二百八条、第二百三十三條、第二百七十一条の三第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十一条の十五第一項若しくは第二項の規定による認可

三 第三百三十条第一項、第二百二条第一項、第二百二十八条第一項若し

三 第三百二十二条第一項、第三百二十三条、第二百四条第一項、第二百五
条、第二百三十条第一項、第二百三十一条、第二百四十一条、第二百
四十七条第五項、第二百五十八條第一項、第二百七十一条の十三又は
第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項の規定による命令（改善
計画の提出を求めることを含む。）

- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 2 (略)

(総理府令・大蔵省令等への委任)

第三百十二条 この法律に定めるもののほか、この法律による認可等に関
する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要
な事項は、総理府令・大蔵省令（機構及びその行う業務に係るものに
あつては、大蔵省令）で定める。

(権限の委任)

第三百十三條 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを

くは第二百七十一条の十三第一項の規定による改善計画の提出の求め
又は第三百十條第二項、第二百二條第二項、第二百二十八條第二項若
しくは第二百七十一条の十三第一項の規定による改善計画の変更の命
令

四 第三百二十二條、第三百二十三條、第二百四條、第二百五條、第二百三
十條、第二百三十一條、第二百四十一條、第二百四十七條第五項、第
二百五十八條第一項、第二百七十一條の十三第一項（改善計画の提出
の求め及びその変更の命令に係る部分を除く。）若しくは第二項又は
第二百七十一條の十四第一項若しくは第三項の規定による命令

- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 2 (略)

(総理府令・大蔵省令等への委任)

第三百十二条 この法律に定めるもののほか、この法律による認可等に関
する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要
な事項は、総理府令・大蔵省令（保険契約者保護基金及びその行う業務
に係るものにあつては、大蔵省令）で定める。

(権限の委任)

第三百十三條 (同上)

除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一〇五 (略)

六 第三百十一条の三第一項(同項第一号、第二号)第二百七十一条の

三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)

、第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定による通知

2 (略)

第五編 罰則

第三百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三百三十二条第一項、第三百三十三条、第二百四条第一項、第二百五

条、第二百三十一条第一項、第二百三十一条、第二百四十一条又は第二

百七十一条の十四第一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は

一部の停止の命令に違反した者

三〇五 (略)

六 第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)

、第二百五十条第五項(第二百七十条の四第九項において準用

する場合を含む。)又は第二百五十四条第四項の規定に違反して業務

を行った者

第三百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は

一〇五 (略)

六 第三百十一条の三第一項(同項第一号、第二号)第二百七十一条の

三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)

、第五号及び第六号に係る部分に限る。)の規定による通知

2 (略)

第五編 罰則

第三百十六条 (同上)

一 (略)

二 第三百三十二条、第三百三十三条、第二百四条、第二百五条、第二百

三十一条、第二百三十一条、第二百四十一条又は第二百七十一条の十四第

一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に

違反した者

三〇五 (略)

六 第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)

、第二百五十条第五項又は第二百五十四条第四項の規定に違反

して業務を行った者

第三百十七条 (同上)

三百万円以下の罰金に処する。

一 第一百十条（第九十九条において準用する場合を含む。）、第九十五条又は第二百七十一条の八の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者

一の二 第一百一十一条第一項（第九十九条において準用する場合を含む

。）若しくは第二項又は第二百七十一条の九第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

二一六（略）

第三百十八条 第二百六十五条の二十一の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二百六十五条の四十六の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第二百六十五条の四十六の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一 第一百十条（第九十九条において準用する場合を含む。）、第九十五条又は第二百七十一条の八の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者

二一六（略）

第三百十八条 第二百六十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

三 第二百七十条の三第三項（第二百七十条の四第七項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の七第四項又は第二百七十条の八第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 第三百四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出した者

五 第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第三百五条の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 (略)

第三百二十条 (同上)

一 (略)

二 第二百六十三条又は第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二百六十三条若しくは第三百五条の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (略)

五 (略)

六 第三百四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又はこれに記載すべき重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれを提出した者

七 (略)

第三百二十一条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二（略）

三 第三百十五条、第三百十五条の二、第三百十六条第三号若しくは第四百、第三百十七号第四号から第六号まで、第三百十七条の二又は前三条 各本条の罰金刑

2（略）

第三百三十一条 保険会社の保険管理人又は相互会社の取締役、監査役、第二十七条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第五十一条第二項若しくは第五十三条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項の職務代行者若しくは支配人その他の使用人（第三項及び第四項において「保険管理人等」という。）が、株主又は社員若しくは総代の権利の行使に関し、保険会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2（略）

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三百二十一条（同上）

一・二（略）

三 第三百十五条、第三百十五条の二、第三百十六条第三号若しくは第四百、第三百十七号第四号から第六号まで、第三百十七条の二又は前三条 各本条の罰金刑

2（略）

第三百三十一条（同上）

2（略）

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三百三十三條 保險会社の發起人、設立委員、取締役、監査役、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、商法第三百九十一条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の整理委員、同法第三百九十七條第一項（第五百五十一条において準用する場合を含む。）の監督員、同法第三百九十八條第一項（第五百五十一条において準用する場合を含む。）の管理人、同法第四百四十四条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七條第三項若しくは同法第八十八條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第四百三十條第一項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百三十三條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第二百五十八條第二項（第五十一条第二項、第五十三條第二項並びに同法第二百八十条第一項及び第四百三十條第二項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の職務代行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一条において準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第九十条第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十三條第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険持株会社（保険持株会社が保険持株会社

第三百三十三條 保險会社の發起人、設立委員、取締役、監査役、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、商法第三百九十一条第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）の整理委員、同法第三百九十七條第一項（第五百五十一条において準用する場合を含む。）の監督員、同法第三百九十八條第一項（第五百五十一条において準用する場合を含む。）の管理人、同法第四百四十四条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七條第三項若しくは同法第八十八條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第四百三十條第一項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百三十三條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第二百五十八條第二項（第五十一条第二項、第五十三條第二項並びに同法第二百八十条第一項及び第四百三十條第二項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の職務代行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一条において準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第九十条第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十三條第三項の契約を締結した者、保険持株会社（保険持株会社が保険持株会社でなくなった

でなくなつた場合における当該保険持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社(特定持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第八条第一項の規定に違反して、同項に規定する特定関係者に該当する同項に規定する金融機関又は証券会社の取締役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)又は使用人を兼ねたとき。

一の二 第八条第二項又は第九十二条第三項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

二〇二十六 (略)

二十六の二 第六十六条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第一百七条第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

二十六の三 第六十六条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないうで同項に規定する子会社対象保険会社等を子会社としたとき、又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないうで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する子会社対象保険会社等に限る。)に該当する子会社としたとき。

場合における当該保険持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社(特定持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第八条(第九十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

二〇二十六 (略)

二十六の四 第七十七条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

二十六の五 第七十七条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

二十七～二十九 (略)

三十 第二百二十二条(第九十九条において準用する場合を含む。)、第九十条第四項、第二百二十三条第四項、第二百四十二条第三項若しくは第二百五十八条第一項の規定による命令又は第三百三十二条第一項、第二百四条第一項、第二百三十条第一項若しくは第二百四十一条の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。)に違反したとき。

三十一～三十四 (略)

三十五 第二百七十一条の十三の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)に違反したとき。

三十六 (略)

三十七 第三十六条(第二十條第一項(第七十条の四第九項において準用する場合を含む。次号において同じ。))及び第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して保険契

二十七～二十九 (略)

三十 第二百二十二条(第九十九条において準用する場合を含む。)、第九十条第四項、第二百二十三条第四項、第二百四十二条第三項若しくは第二百五十八条第一項の規定による命令又は第三百三十二条、第二百四条、第二百三十条若しくは第二百四十一条の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)に違反したとき。

三十一～三十四 (略)

三十五 第三百十条第一項、第二百二条第一項、第二百二十八条第一項若しくは第二百七十一条の十三第一項の規定に違反して、改善計画の提出をしなかつたとき、第三百十条第二項、第二百二条第二項、第二百二十八条第二項若しくは第二百七十一条の十三第一項の規定による改善計画の変更の命令に違反したとき、又は第二百七十一条の十三第一項の規定による命令(改善計画の提出の求め及びその変更の命令を除く。)若しくは同条第二項の規定による命令に違反したとき。

三十六 (略)

三十七 第三十六条(第二十條第一項において準用する場合を含む。))の規定に違反して保険契約の移転の手続をしたとき。

約の移転の手續をしたとき。

三十八 第三百三十八条（第二百十条第一項及び第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の締結をしたとき。

三十九（五十五）（略）

2 （略）

第三百三十六條 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十五条の二十二の規定に違反して、同条に規定する名簿を公衆の縦覧に供しないとき。

二 第二百六十五条の四十五第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき。

第三百三十七條の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第二編第十章第二節の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二百六十四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三十八 第三百三十八条（第二百十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の締結をしたとき。

三十九（五十五）（略）

2 （略）

第三百三十六條 保険契約者保護基金の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十条第三項の規定に違反して、同項に規定する名簿を公衆の縦覧に供しないとき。

二 第二百六十四条の規定による命令に違反したとき。

三 第二百六十七条第五項、第二百六十九条第二項又は第二百七十条第三項の規定による報告をしなかつたとき。

三 第二百六十五条の二第二項の規定に違反したとき。

四 第二百六十五条の二十八に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第二百六十五条の三十七又は第二百六十五条の三十九第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

六 第二百六十五条の四十三の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第二百六十八条第五項（第二百六十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二百七十条第四項又は第二百七十条の二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三百三十七条の三 第二百六十三条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条（略）

（特定保険会社の特定分野保険事業に係る特例）

第一条の二 内閣総理大臣は、当分の間、第三条第一項の免許（同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業を含む場合に限る。次項において同じ。）の申請があつた場合においては、当該免許に、特定保険会社（保険会社又は外国保険会社等）その経営が同条第

附則

（施行期日）

第一条（略）

四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業に依存している程度が比較的大きいものをいう。以下この条において同じ。）の特定分野保険事業（第三条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業をいう。以下この条において同じ。）に係る経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、第五条第二項の規定により必要な条件を付することができる。

2 内閣総理大臣は、当分の間、保険会社が第六百六条第四項又は第四百四十二条若しくは第六百六十七条第一項の認可を受けて他の保険会社をその子会社とする場合（生命保険会社が損害保険会社をその子会社とする場合又は損害保険会社が生命保険会社をその子会社とする場合に限る。）においては、当該他の保険会社が受けている第三条第一項の免許に、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、必要な条件を付することができる。

3 内閣総理大臣は、当分の間、特定分野保険事業に係る第二百二十三条第一項に規定する書類に定めた事項に係る同項又は同条第二項の規定による変更の認可の申請又は変更の届出があつた場合においては、第二百二十四条各号に定める基準及び第二百二十五条第四項に規定する基準のほか、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらす、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることがないかどうかについても考慮して、当該申請又は当該届出に係る事項を審査するものとする。

(資金援助等の特例)

第一条の三 保険契約者保護機構(以下「機構」という。)が平成十三年三月三十一日までに受けた第二百六十六条第一項の規定による申込みについて行う同項に規定する資金援助(以下「特例期間資金援助」という。)の額は、第二百七十条の三第二項の規定にかかわらず、当該特例期間資金援助に係る破綻保険会社(第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この条において同じ。)につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に第三号及び第四号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。

一 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち総理府令・大蔵省令で定める保険契約に該当するもの(次号及び次項において「特例期間補償対象契約」という。)に係る責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債として総理府令・大蔵省令で定めるもの(同号及び同項において「特定責任準備金等」という。)の額に、総理府令・大蔵省令で定める率を乗じて得た額

二 当該破綻保険会社の第二百七十条の二第二項又は第五項の規定による確認がされた財産の評価(次項において「確認財産評価」という。)

()に基づく資産の価額のうち、特例期間補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合うものとして総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

三 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち総理府令・大蔵省令で定める保険契約に該当するものであって、第二百五十条又は第二百五十四

条の規定による契約条件の変更（第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更をいう。次項において同じ。）があるものについて、平成十三年三月三十一日までに保険事故（総理府令・大蔵省令で定める保険事故を除く。）が発生したときは当該契約条件の変更前の契約条件で保険金額又は給付金額を支払うものとした場合において、その変更後の契約条件とその変更前の契約条件との相違により追加的に必要となる額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

四 当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等（第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。以下この号において同じ。）に要すると見込まれる費用として総理府令・大蔵省令で定めるものに該当する費用の額のうち、当該特例期間資金援助に係る保険契約の移転等の円滑な実施のために必要であると機構が認めた額

2 機構が平成十三年三月三十一日までに受けた第二百六十七条第一項の規定による申込みについて行う同項に規定する保険契約の引受け（以下「特例期間引受け」という。）については、機構が一般勘定（第二百六十五条の四十一第二項に規定する一般勘定をいう。）から当該特例期間引受けに係る破綻保険会社について設けた保険特別勘定に繰り入れる額は、第二百七十条の五第二項の規定にかかわらず、当該特例期間引受けに係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に第三号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。

一 当該破綻保険会社に係る特例期間補償対象契約に係る特定責任準備金等の額に、総理府令・大蔵省令で定める率を乗じて得た額

二 当該破綻^レ保険会社の確認財産評価に基づく資産の価額のうち、特例期間補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合うものとして総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

三 当該破綻^レ保険会社に係る保険契約のうち総理府令・大蔵省令で定める保険契約に該当するものであつて、第二百七十条の四第九項において準用する第二百五十条の規定による契約条件の変更があるものについて、平成十三年三月三十一日までに保険事故（総理府令・大蔵省令で定める保険事故を除く。）が発生したときは当該契約条件の変更前の契約条件で保険金額又は給付金額を支払うものとした場合において、その変更後の契約条件とその変更前の契約条件との相違により追加的に必要となる額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

（負担金の特例）

第一条の四 機構の成立の日を含む事業年度から附則第一条の六第一項に規定する政令で定める日の属する事業年度までの各事業年度においては、第二百六十五条の三十四第三項の規定により機構が定める負担金率は、第二百六十二条第二項に規定する免許の種類ごとに、その免許の種類を同じくする保険会社に係る資金援助等業務に機構が要する費用の予想額及び当該保険会社の財務の状況を勘案して政令で定める率を下回つてはならないものとする。

（借入金の特例、政府による保証等）

第一条の五 機構が特例期間資金援助又は特例期間引受けを行う場合における第二百六十五条の四十二の規定の適用については、同条中「保険会社」とあるのは、「保険会社、日本銀行」とする。

2 前項の規定の適用がある場合には、日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、資金の貸付けをすることができる。

3 政府は、機構が第一項の規定により読み替えて適用する第二百六十五条の四十二の規定により借入れをする場合において、必要があると認めるときは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、当該借入れに係る機構の債務の保証をすることができる。

（区分経理）

第一条の六 機構は、特例期間資金援助及び特例期間引受けに係る業務を終了した日として政令で定める日の属する事業年度終了の日において、前条第三項の規定による政府の保証に係る借入金の残額があるときは、当該借入金に係る債務の弁済に関する経理については、他の経理と区分し、特別の勘定（以下「清算勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 機構は、前項に規定する事業年度終了の日において、同項の借入金に係る債務及び負担金債権（第二百六十五条の三十三第一項の規定による負担金について未納のものがある場合におけるその負担金に係る債権を

いう。以下この項において同じ。）を清算勘定に帰属させるとともに、第二百六十五条の三十二第一項に規定する保険契約者保護資金から、同日におけるその残高に相当する金額を、当該借入金の額から当該負担金債権の額を控除した額に相当する金額に限り、清算勘定に繰り入れるものとする。

(特別の負担金)

第一条の七 会員は、前条第一項に規定する事業年度の翌事業年度から附則第一条の九の規定により機構が清算勘定を廃止する日の属する事業年度までの各事業年度において、前条第二項の規定により清算勘定に帰属することとなった借入金に係る債務の額が清算勘定に属する資産の額を上回るときは、第二百六十五条の三十三第一項の規定による負担金のほか、機構が当該債務の弁済に充てるための資金として、定款で定めるところにより、機構に対し、負担金を納付しなければならない。

2 第二百六十五条の三十三第二項、第二百六十五条の三十四第一項本文、第三項及び第四項並びに第二百六十五条の三十五の規定は、前項の規定による負担金について準用する。

3 前項において準用する第二百六十五条の三十四第三項の規定により機構が定める負担金率は、前条第二項の規定により清算勘定に帰属することとなった借入金に係る債務の弁済に要する額及び清算勘定に属する資産の額を勘案して大蔵大臣及び内閣総理大臣が定める率を下回つてはならない。

(予算等の認可の特例)

第一条の八 機構は、機構の成立の日を含む事業年度から、清算勘定が設けられた場合にあっては次条の規定により清算勘定を廃止した日の属する事業年度まで、清算勘定が設けられなかった場合にあっては附則第一条の六第一項に規定する政令で定める日の属する事業年度までの各事業年度においては、第二百六十五条の三十七の規定にかかわらず、当該事業年度の開始前に（機構の成立の日を含む事業年度にあっては、成立後遅滞なく）、同条の規定により作成する当該事業年度の予算及び資金計画について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、機構の発起人が、機構のために、機構の成立の日を含む事業年度の開始前に、第二百六十五条の七第四項の規定により創立総会の議決を経て決定された当該事業年度の予算及び資金計画について、前項の規定による大蔵大臣の認可を申請し、当該認可を受けることを妨げない。

(清算勘定の廃止)

第一条の九 機構は、附則第一条の六第二項の規定により清算勘定に帰属することとなった借入金に係る債務の弁済が完了した日において、清算勘定を廃止するものとする。

(法律の適用)

第一条の十 附則第一条の六第一項の規定により機構に清算勘定が設けら

れている場合におけるこの法律の規定の適用は、次に定めるところによる。

一 第二百六十五条の二十八第一項第三号の規定の適用については、同号中「負担金を収納し、及び」とあるのは、「負担金及び附則第一条の七第一項に規定する負担金を収納し、並びに」とする。

二 第二百六十五条の四十一第二項の規定の適用については、同項中「以外の勘定」とあるのは、「及び附則第一条の六第一項に規定する清算勘定以外の勘定」とする。

(罰則)

第一条の十一 機構の役員が、附則第一条の八第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、二十万円以下の過料に処する。

第二百五条及び第二百六条 削除

(保険契約者保護基金の指定等に関する経過措置)

第二百五条 新法第二百五十九条第一項第五項の規定の適用については、旧法、附則第二条の規定による廃止前の保険募集の取締に関する法律(以下「旧募集取締法」という。)又は旧外国保険事業者法の規定(この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法、旧募集取締法及び旧外国保険事業者法の規定を含む。)により罰金の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法の規定により罰金の刑に処せられた者とみなす。

第百六条 施行日前に民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人は、施行日前においても、新法第二百六十一条第二項の規定の例により、新法第二百五十九条第一項に規定する資金援助等事業の実施に関する規程を定めて、大蔵大臣の指定を受けることができる。

2 大蔵大臣は、前項の申請をした者が、次に掲げる要件を備えており、かつ、新法第二百六十条第一項各号に掲げる業務及び同条第二項の業務を適正かつ確実に行うことができる^一と認められるときは、前項の指定をすることができる。

一 当該申請をした者の役員のうち、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものがないこと。

二 当該申請をした者の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者が^二ないこと。

三 当該申請をした者の役員のうち、旧法、旧保険募集締法又は旧外国保険事業者法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者が^三ないこと。

3 第一項の大蔵大臣の指定を受けた者は、施行日において新法第二百五十九条第一項の指定を受けたものとみなし、その者が定めた第一項の規程は、施行日において新法第二百六十一条第一項の認可を受けた同項に規定する業務規程とみなす。

（特定保険会社の特定分野保険事業に係る特例）

第百二十一条 内閣総理大臣は、当分の間、新法第三条第一項の免許（同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業を含む場合に限り。次項において同じ。）の申請があつた場合においては、当該免許に、特定保険会社（保険会社（旧法の免許を受けた保険会社を含む。）又は外国保険会社等（旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等を含む。））でその経営が同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業に依存している程度が比較的大きいものをいう。以下この条において同じ。）の特定分野保険事業（新法第三条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業をいう。以下この条において同じ。）に係る経営環境に急激な変化をもたらす、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、新法第五条第二項の規定により必要な条件を付することができる。

2 内閣総理大臣は、当分の間、保険会社が新法第百六条第一項の認可を受けて他の保険会社の株式を取得し、又は所有する場合（生命保険会社が損害保険会社の株式を取得し、若しくは所有する場合又は損害保険会社が生命保険会社の株式を取得し、若しくは所有する場合に限る。）においては、当該他の保険会社が受けている新法第三条第一項の免許（当該他の保険会社が旧法の免許を受けた保険会社である場合には、その者が附則第三条第一項の規定により受けたものとみなされる新法第三条第一項の免許を含む。）に、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらす、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、必要な条件を付することができる。

3 | 内閣総理大臣は、当分の間、特定分野保険事業に係る新法第二百二十三
条第一項に規定する書類に定めた事項に係る同項又は同条第二項の規定
による変更の認可の申請又は変更の届出があつた場合においては、新法
第二百二十四条各号に定める基準及び新法第二百二十五条第四項に規定する
基準のほか、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な
変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが
生ずることがないかどうかについても考慮して、当該申請又は当該届出
に係る事項を審査するものとする。